

令和 3 年度 長崎県の介護人材確保等支援制度 ＜介護事業所向け＞

令和 3 年 7 月現在

I 介護事業所への参入促進支援

1. 福祉人材センター（福祉の仕事の無料職業紹介所）	1
2. 福祉・介護の就職フェア（合同面談会等）	1
3. 福祉のしごと基礎講座、福祉のしごと学び体験ツアー	2
4. 介護のしごと魅力伝道師	2
5. 高校生等の介護職インターンシップ	3
6. 介護助手体験事業	3
7. 外国人材活用促進セミナー	4
8. 介護施設等による留学生への奨学金等の支給支援事業	4
9. ベトナムの看護系大学卒業生（技能実習生）とのマッチング	5

II 介護事業所の労働環境改善等の支援

10. 介護職員処遇改善加算取得促進特別支援事業	5
11. 介護事業所認証評価制度（仮）【新】	6
12. 介護サービス生産性向上支援事業	6
13. 経営者の意識改革推進事業【新】	7
14. ノーリフティングケア・セミナー【新】	7
15. 介護ロボット・ICT導入促進セミナー、先進施設見学会	8
16. 感染症対策に資する介護ロボット等導入促進事業補助金	8
17. 介護職員の宿舍施設整備事業補助金	9
18. 外国人職員の相談窓口	9

III 介護職員等の資格取得・資質向上に対する支援

19. 階層別職員研修（若手・中堅）	10
20. 介護職員研修体制構築支援事業（アセッサー講習受講補助）	10
21. 実務者研修受講資金貸付事業	11
22. 外国人受入環境整備事業（外国人材向け研修）	11

参考等

●長崎県介護人材メールマガジン	2
●介護の魅力発信プロモーション	2
●数字でキリトル介護のしごと	3
●福祉のしごと（求職者向けチラシ）	4

1. 福祉人材センター（福祉の仕事の無料職業紹介所）	参入促進		
＜こんなときに活用＞ 新たな人材を採用したい！			
（1）目的 福祉・介護分野で働きたい求職者と、人材を求める介護事業所を結びつける無料職業紹介事業を実施。 （2）実施内容 ○福祉の専門スタッフであるキャリア支援専門員がきめ細やかにマッチング支援。 ○ハローワークと連携した求職支援を実施。 ○福祉求人・求職マッチングサイト「wel なが」を新たに開設。 （3）求人登録 ○「wel なが」からの求人登録も可能。 （4）お問い合わせ先 <table border="0"> <tr> <td>長崎県福祉人材センター （長崎市茂里町 3-24） 電話 095-846-8656</td><td>佐世保福祉人材バンク （佐世保市八幡町 6-1） 電話 0956-24-1184</td></tr> </table>		長崎県福祉人材センター （長崎市茂里町 3-24） 電話 095-846-8656	佐世保福祉人材バンク （佐世保市八幡町 6-1） 電話 0956-24-1184
長崎県福祉人材センター （長崎市茂里町 3-24） 電話 095-846-8656	佐世保福祉人材バンク （佐世保市八幡町 6-1） 電話 0956-24-1184		

2. 福祉・介護の就職フェア（合同面談会等）	参入促進		
＜こんなときに活用＞ 新たな人材を採用したい！			
（1）目的 介護事業所の人事担当者と求職者との個別面談の機会を提供するため、合同面談会、ミニ面談会、地域密着型のプチ面談会を開催。 （2）実施内容 ○合同面談会 7月に、オンライン方式で開催（2回）。 ○ミニ面談会、地域密着型のプチ面談会、WEB面談会 ・県内各地で26回程度開催予定。 （3）参加事業所の募集 ○wel なが（福祉求人・求職マッチングサイト）等で募集 （4）お問い合わせ先 <table border="0"> <tr> <td>長崎県福祉人材センター （長崎市茂里町 3-24） 電話 095-846-8656</td><td>佐世保福祉人材バンク （佐世保市八幡町 6-1） 電話 0956-24-1184</td></tr> </table>		長崎県福祉人材センター （長崎市茂里町 3-24） 電話 095-846-8656	佐世保福祉人材バンク （佐世保市八幡町 6-1） 電話 0956-24-1184
長崎県福祉人材センター （長崎市茂里町 3-24） 電話 095-846-8656	佐世保福祉人材バンク （佐世保市八幡町 6-1） 電話 0956-24-1184		

3. 福祉のしごと基礎講座、福祉のしごと学び体験ツアー	参入促進
＜こんなときに活用＞ 小・中・高生に介護の仕事のやりがいや魅力を伝えたい！	
(1) 目的 県内8圏域※の介護人材育成確保対策地域連絡協議会が、小・中・高生や保護者・教員等に対して、福祉・介護の仕事の大切さや魅力を伝えるため、講座や職場体験を実施。 ※長崎、佐世保・県北、県央、県南、五島、上五島、壱岐、対馬 (2) 実施内容 ○福祉のしごと基礎講座 介護事業所の施設長等が、介護の仕事の魅力・やりがい・必要性等を講義。 ○福祉のしごと学び体験ツアー 生徒が介護事業所を訪問し、高齢者と触れ合い、介護の仕事を体験。 (3) 講師派遣や体験受入の事業所 ○講師派遣や体験受入の希望があれば、協議会事務局へお問合せください。 →各圏域のコーディネーター等が講師派遣や体験受入について調整 (4) お問い合わせ先 各圏域の協議会事務局（長崎県介護福祉士会） 電話 095-842-1237	

4. 介護のしごと魅力伝道師	参入促進
＜こんなときに活用＞ 中高生などに介護の仕事のやりがいや魅力を伝えたい！	
(1) 目的 介護の仕事に熱意を持った若手介護職員が、進路や職業選択の時期の近い中学生や高校生を対象に介護の仕事のやりがいや魅力を伝える講座を実施。 (2) 主な活動 ○次世代の担い手への働きかけ ・中学校や高校を訪問し、介護の仕事のやりがい等を伝える講座の実施等。 ○イメージアップイベントへの参加 ・地域のイベントやWebを活用した情報発信などで介護の仕事をPR。 (3) 介護のしごと魅力伝道師の養成 ○介護のしごと魅力伝道師の希望者を年に1回程度募集（事業所の推薦が必要）。 ○介護のしごと魅力伝道師を養成するための勉強会等を開催。 (4) お問い合わせ先 長崎県福祉保健部 長寿社会課 介護人材確保推進班 電話 095-895-2440	

5. 高校生等の介護職インターンシップ	参入促進
＜こんなときに活用＞ 高校生のインターンシップを受け入れたい！	
(1) 目的 高校生等に介護の仕事や魅力を知ってもらうため、介護事業所でインターンシップ（介護の仕事の１日体験）を実施。 (2) 実施内容 ○介護の仕事についての基礎的な講話、事業所の職員と各サービスの手伝い、利用者とのコミュニケーション等を実施。 ○実施は原則１日間（６時間程度）。 ○高校生だけでなく、大学生、専門学校生、一般求職者も応募可能。 ○R2のインターンシップ申込者は１４１名。 (3) 受入事業所の募集 ○６月に公募（インターンシップは９～２月頃の実施を想定）。 (4) お問い合わせ先 長崎県福祉保健部 長寿社会課 介護人材確保推進班 電話 095-895-2440	

6. 介護助手体験事業	参入促進
＜こんなときに活用＞ 元気高齢者等を介護助手として雇用したい！	
(1) 目的 介護の周辺業務を担う介護助手の参入促進を図るため、元気高齢者等の介護未経験者を対象に、介護事業所で１日介護助手体験を実施。 (2) 実施内容 ○清掃や片付けなどの身体介護以外の周辺業務を体験。 ○体験内容は、参加者の経験や体力等に合わせて実施。 ○実施は原則１日間（６時間程度）。 ○60歳以上の元気高齢者が主な対象だが、どなたでも応募可能。 ○R2の介護助手体験参加者は45名。 (3) 受入事業所の募集 ○６月に公募（介護助手体験は９～２月頃の実施を想定）。 (4) お問い合わせ先 長崎県福祉保健部 長寿社会課 介護人材確保推進班 電話 095-895-2440	

7. 外国人材活用促進セミナー	参入促進
＜こんなときに活用＞ 外国人材活用に関する理解を深めたい！	
(1) 目的 介護事業所に外国人介護人材の受入制度等の周知を図り、外国人材の受入を促進。 (2) セミナーの内容（R2 の実施例） ○特定技能「介護」について ・専門機関による講話、フィリピンの日本語学校の現地学生との質疑応答など ○在留資格「介護」、技能実習生について ○県内の監理団体紹介 ○長崎県の取組（事業）紹介 ※オンライン方式で開催 (3) R3 の開催予定 ○オンラインセミナーを開催（8 月頃）。 ○一部の圏域では集合形式のセミナーも開催（10～12 月頃）。 (4) お問い合わせ先 長崎県福祉保健部 長寿社会課 介護人材確保推進班 電話 095-895-2440	

8. 介護施設等による留学生への奨学金等の支給支援事業	参入促進
＜こんなときに活用＞ 外国人留学生を雇用したい！	
(1) 目的 介護福祉士養成施設で介護福祉士の資格取得を目指す外国人留学生に、奨学金の支給を行う介護事業所に対して、経費の一部を助成。 (2) 補助内容 ○補助基準額：学費 600 千円、入学準備金 200 千円（1 回限り）、就職準備金 200 千円（1 回限り）、国家試験対策費 40 千円、居住費等 360 千円 ○補助率：1／3 ○R3 採択：19 法人（80 名分） (3) 募集時期 ○3 月中旬～下旬に翌年度の事業を募集 (4) お問い合わせ先 長崎県福祉保健部 長寿社会課 介護人材確保推進班 電話 095-895-2440	

9. ベトナムの看護系大学卒業生（技能実習生）とのマッチング	参入促進
＜こんなときに活用＞ 優秀な技能実習生を活用したい！	
(1) 目的 R2 に介護人材の交流に関する覚書を締結したベトナムの看護系大学（クアンナム医療短期大学・ドンア大学）が推薦する技能実習生と、県内介護事業所をマッチング。 (2) 実施内容 ○ベトナムの大学が推薦する技能実習生 20 名程度と県内事業所をマッチング。 ・ 合同説明会兼面談会を、オンライン又は現地で開催。 ○手取り給与月額 13.5 万円以上（賞与含む）で、事業所による居住費負担が必要 ○12 月に入国し、1 月から技能実習を開始する予定。 ○ベトナムでの日本語教育費用等は、受入事業所が負担。 ○実習開始後の日本語や介護技能等の教育費用の一部を助成。 (3) 募集時期 ○11 月頃に、翌年度(R4)の受入希望事業所を募集予定。 (4) お問い合わせ先 長崎県福祉保健部 長寿社会課 介護人材確保推進班 電話 095-895-2440	

10. 介護職員処遇改善加算取得促進特別支援事業	環境改善
＜こんなときに活用＞ 処遇改善加算等を取得して、介護職員の給与を上げたい！	
(1) 目的 県社会保険労務士会に委託し、介護事業所の処遇改善加算取得のため、専門家（社会保険労務士）を派遣し、加算取得に必要な賃金規程整備等について助言。 (2) 実施内容 ○無料で、3 回まで相談可で、活用を想定している事業所は以下のとおり。 ・ R3 年度中に廃止される加算区分Ⅳ及びⅤの取得事業所 ・ 加算未取得の事業所 ・ 加算区分Ⅱ及びⅢを取得している事業所（上位加算への移行） ・ 介護職員等特定処遇改善加算の未取得事業所 ○R3.4.1 現在の取得状況（県内事業所に占める割合） ・ 処遇改善加算：88.8%（Ⅰ:73.4%、Ⅱ:7.4%、Ⅲ:7.6%、Ⅳ:0.2%、Ⅴ:0.2%） ・ 特定処遇改善加算：57.6%（Ⅰ:36.4%、Ⅱ:21.2%） (3) お問い合わせ先 長崎県社会保険労務士会 電話 095-821-4454	

11. 介護事業所認証評価制度（仮）【新】	環境改善
＜こんなときに活用＞ 優良な事業所であることをPRしたい！	
（1）目的 介護人材の確保・育成や利用者サービスの向上に積極的に取り組む介護事業者を、県が認証してPR（R3は試行）。 （2）内容 ○検討委員会で評価制度を協議して構築。 ○「新規採用者の育成体制」「労働環境・処遇の改善」「キャリアパスと人材育成」「事業所の運営等」といった評価項目で基準を満たすかを審査。 ○認証を受けた事業所については、県等が積極的にPRなど行い、認証事業所のイメージアップを図る。 ○認証事業所が活用可能なロゴマークを作成予定。 （3）募集時期 ○10月頃に、認証評価を受けたい事業所を募集予定。 （4）お問い合わせ先 長崎県福祉保健部 長寿社会課 介護人材確保推進班 電話 095-895-2440	

12. 介護サービス生産性向上支援事業	環境改善
＜こんなときに活用＞ 業務改善や効率化を図りたい！	
（1）目的 介護事業者が抱える課題に対して、業務改善の専門家を派遣して助言等を行い、介護職員の負担軽減や介護サービスの質の向上と人材の定着・確保を図る。 （2）実施内容 ○H31年3月に厚生労働省が公表した「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」に基づき、生産性向上・業務改善に取り組む事業所を支援 ○専門家（中小企業診断士等）を派遣し、個別相談を実施＝無料＝ （例）業務の明確化と役割分担 ICTや機器活用による業務効率化 ○ガイドラインに即した業務改善に取り組むモデル事業所の成果等の横展開を図る。 （3）お問い合わせ先 長崎県福祉保健部 長寿社会課 介護人材確保推進班 電話 095-895-2440	

13. 経営者の意識改革推進事業【新】	環境改善
＜こんなときに活用＞ 事業所の経営課題を把握したい！	
（１）目的 各事業所の人材確保・育成・定着の課題を診断・フィードバックして、認識してもらい、それぞれの課題を解決することを支援。 （２）実施内容 ①各法人に対する調査を行って、人材育成・確保・定着等のポイントを診断・分析し、結果をフィードバック。 ・県が、各法人へ調査案内を送付 ・各法人の実態を調査票（Web）へ入力するだけで可 ・人材育成・確保・定着等の専門機関が診断し、各法人へ直接フィードバック ②県内事業所の課題解決を図るオンラインセミナーを開催。 （３）実施時期 ①調査は 10 月頃に実施 ②セミナーは、1～2 月頃に開催 （４）お問い合わせ先 長崎県福祉保健部 長寿社会課 介護人材確保推進班 電話 095-895-2440	

14. ノーリフティングケア・セミナー【新】	環境改善
＜こんなときに活用＞ 身体負担を軽減するノーリフティングケアを導入したい！	
（１）目的 腰痛等を予防し、長く働き続けることができる職場環境を整備するため、利用者等を抱えあげないノーリフティングケアの導入を推進。 （２）実施内容 ○管理者・リーダー向け説明会 ・ノーリフティングケア導入支援の経験が豊富な専門機関へ委託して実施 ・オンライン方式で開催 ・腰痛対策の必要性、導入方法、機器の活用、導入事例紹介など ・セミナー前に職場環境や意識調査を実施 ○県内 3 事業所でモデル事業を実施し、横展開を図る。 （３）開催時期 ○説明会は 11 月頃に開催予定。 （４）お問い合わせ先 長崎県福祉保健部 長寿社会課 介護人材確保推進班 電話 095-895-2440	

15. 介護ロボット・ICT導入促進セミナー、先進施設見学会	環境改善
＜こんなときに活用＞ 介護ロボットやICTの導入効果を知りたい！	
(1) 目的 介護職員の負担を軽減する、介護ロボットやICTの有用性の理解を深めてもらうため、セミナーや先進施設の見学会を開催。 (2) 実施内容 ①介護ロボット・ICT導入促進セミナー ・介護ロボット等の専門家の講話 ・先進事業所の導入事例紹介 ・先進的な機器を展示・体験 ②先進施設ヴァーチャル見学会（オンライン方式で開催） (3) 開催時期 ①1 月頃に開催予定。 ②11 月頃に開催予定。 (4) お問い合わせ先 長崎県福祉保健部 長寿社会課 介護人材確保推進班 電話 095-895-2440	

16. 感染症対策に資する介護ロボット等導入促進事業補助金	環境改善
＜こんなときに活用＞ 接触の機会を減らすため、介護ロボット等を導入したい！	
(1) 目的 介護施設の職員や利用者間の接触の機会を減らし、新型コロナウイルス等の感染症を防止するため、介護ロボット等の導入費用を支援。 (2) 補助内容 ○補 助 率：4 分の 3 ○補助上限額：1 事業所につき 500 万円 ○対 象 機 器：移乗支援（装着型・非装着型）、移動支援、排泄支援、見守り支援、コミュニケーション支援、入浴支援、ICT（介護ソフト等）など ※N-CHAT、又は、同等と証明できるシステムを導入し、活用することが条件 ※応募多数の場合は、R2 年度以降の採択実績がない、見守り支援機器等を優先採択 (3) 募集時期 ○6 月 30 日～8 月 10 日 (4) お問い合わせ先 長崎県福祉保健部 長寿社会課 介護人材確保推進班 電話 095-895-2440	

17. 介護職員の宿舍施設整備事業補助金	環境改善
＜こんなときに活用＞ 職員用の宿舍を整備したい！	
<u>(1) 目的</u> 介護職員が働きやすい環境を整備し、外国人を含む介護人材を確保するため、介護事業者が介護職員用の宿舍を整備する費用を支援。 <u>(2) 補助内容</u> ○補助率は、1/3。 ○新築のほか、既存建物を買収した整備や既存建物を改修した整備も対象。 ○補助対象は、1 定員あたりの延べ床面積が 33 ㎡以下。 ○令和 5 年度までの実施。 <u>(3) 募集時期</u> ○4～5 月頃に翌年度の希望事業所を照会予定。 <u>(4) お問い合わせ先</u> 長崎県福祉保健部 長寿社会課 施設・介護サービス班 電話 095-895-2436	

18. 外国人職員の相談窓口	環境改善
＜こんなときに活用＞ 外国人職員が無料で相談できる窓口を知りたい！	
<u>(1) 外国人介護人材無料相談サポート</u> ○対 象 者：介護現場で就労する外国人。外国人材を雇用する介護施設等。 ○対応言語：日本語、英語、タガログ語、ベトナム語、中国語、インドネシア語、ミャンマー語 ○対応時間：月曜日～金曜日の 9:30～13:00、14:30～17:00 ○電話番号：03-6206-1129 ※電話以外に、メール・Line、Facebook からも相談受付 ○実施機関：国際厚生事業団 外国人介護人材支援部 <u>(2) 長崎県外国人相談窓口</u> ○対 象 者：長崎県に住んでいる外国人。 ○対応言語：日本語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、タガログ語、ポルトガル語、スペイン語など ○対応時間：月曜日～土曜日の 9:00～17:00 ○電話番号：095-820-3377 ○実施機関：長崎県国際交流協会	

19. 階層別職員研修（若手・中堅）	資質向上
＜こんなときに活用＞ 職員をキャリアに応じた研修に派遣したい！	
（１）目的 介護職員の資質向上及び定着促進のため、新人職員、中堅職員等それぞれの階層に応じた職場定着、キャリアアップ等や、テーマ別の合同研修を実施。 （２）実施内容（R2の実施例） ○新人職員向け研修 「介護の魅力」「認知症の理解」「コミュニケーションと接遇」「介護過程」 ○中堅職員向け研修 「介護職の専門性」「リーダーの心構え」「リスクマネジメント」 ※R2は全てオンラインで実施 （３）募集時期 ○8月頃に募集開始（研修は9～12月頃に実施予定） （４）お問い合わせ先 長崎県介護福祉士会 電話 095-842-1237	

20. 介護職員研修体制構築支援事業（アセッサー講習補助）	資質向上						
＜こんなときに活用＞ 職員の介護スキルを適切に評価したい！							
<u>（１）目的</u> 介護職員等の研修参加を促進し、資質向上や職場定着を図るため、事業所が負担した研修受講料の一部を補助。							
<u>（２）補助対象の研修</u>							
<table><tr><td>研修名</td><td>基準額</td><td>補助率</td></tr><tr><td>介護プロフェッショナルキャリア段位制度「評価者（アセッサー）講習」</td><td>2万円／人</td><td>2 / 3 ※千円未満切り捨て</td></tr></table> ※介護職員に対して客観的に介護の実践スキルの評価・OJTを行う介護プロフェッショナルキャリア段位制度の「アセッサー」を養成する講習		研修名	基準額	補助率	介護プロフェッショナルキャリア段位制度「評価者（アセッサー）講習」	2万円／人	2 / 3 ※千円未満切り捨て
研修名	基準額	補助率					
介護プロフェッショナルキャリア段位制度「評価者（アセッサー）講習」	2万円／人	2 / 3 ※千円未満切り捨て					
<u>（３）募集時期</u> ○R2 講習の募集締切は 12 月中旬（講習は 12 月中旬～2 月中旬で開催）。							
<u>（４）お問い合わせ先</u> 長崎県福祉保健部 長寿社会課 介護人材確保推進班 電話 095-895-2440							

21. 実務者研修受講資金貸付事業	資質向上
＜こんなときに活用＞ 介護福祉士を目指す職員を支援したい！	
（１）目的 介護福祉士登録を目指し、実務者研修施設で実務者研修を受講する介護職員等に対し、研修受講に必要な経費（20 万円以内）の貸付。 （２）概要 ○使途の内訳 「実務者研修施設に支払う授業料」「教材費・参考図書」「交通費」 「国家試験受験手数料」など。 ○貸付は、１人当たり１回限り。 ○介護福祉士の登録後、要件を満たす事業所で、２年間勤務すれば、返還を全額免除。 ○R2 貸付実績：158 名 （３）お問い合わせ先 長崎県社会福祉協議会生活福祉課 電話 095-894-4027 ※「長崎県実務者研修受講資金貸付」で検索	

22. 外国人受入環境整備事業（外国人材向け研修）	資質向上
＜こんなときに活用＞ 技能実習生を日本語講習等で学ばせたい！	
（１）目的 主に技能実習で入国した外国人を対象に、日本語や介護技能向上のための研修を実施。 （２）実施内容（R2 の実施例） ○集合研修（2 回） 「介護現場における日本語」「技能実習評価試験対策」「メンタルヘルス」など ○個別研修（3 回以内） 各事業所に講師を派遣し、日本語や介護技能等に関する研修を実施 （３）R3 の開催予定 ○オンライン研修を１回開催（9 月頃）。 ○圏域毎の集合研修を１回開催（10～12 月頃）。 ○事業所ごとの個別研修は、9 月以降に実施予定。（派遣回数は 3 回以内） （４）お問い合わせ先 長崎県福祉保健部 長寿社会課 介護人材確保推進班 電話 095-895-2440	

長崎県介護人材メールマガジン

長崎県では、介護事業所に向けた人材の育成・確保に関する情報（人材確保関連施策、イベント、募集などの情報）を、メールマガジンでお知らせします。

- ・募集やイベント実施等の都度に配信（不定期配信）
- ・登録料は無料

★新規登録方法

以下の要領でメールを送信いただければ、後日、登録完了メールを送信します。
（1週間以内に返信がない場合は、お問い合わせ先へご連絡ください）

- 【メール送信先】 kaigojinzai@pref.nagasaki.lg.jp
- 【メール件名】 介護人材メルアド登録希望
- 【メール記載内容】 (1)登録希望メールアドレス
(2)法人名
(3)事業所名
(4)担当者名

★お問い合わせ先

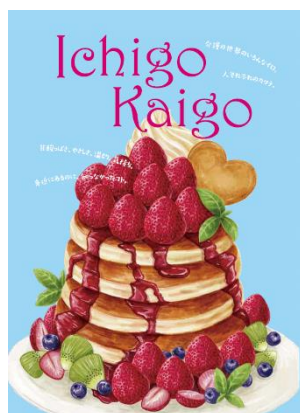
長崎県福祉保健部 長寿社会課 介護人材確保推進班
電話 095-895-2440

【参考】介護の魅力発信プロモーション

若手人材の確保のため、パンフレットやWEBを活用して、介護の仕事内容や魅力を発信し、介護に対するイメージ向上を図ることで、福祉関係学校への入学及び介護業界への就職を希望する中高生を増やすことを目指しています。

★パンフレット

「魅力伝道師紹介」「高校生と伝道師対談」「高校生と母との対談」「介護ロボット紹介」「マンガ（介護実習を題材）」など



★動画

パンフレット掲載のマンガを実写化（3分間）

数字でキリトル 介護のしごと。

Q&A



Q 介護の職員って不足してるの？

A 実は、介護職員の数は毎年増えていきます。高齢化社会が進んでいるので、まだまだ不足しているのです。今後も、より必要とされる仕事です。

意外と知らない！



県内の介護職員数

※厚生労働省福祉基礎確保課へ

27,281 2015

27,596 2016

28,172 2017

28,501 2018

Q ワークライフバランスはとりやすい？

A 全国的にみても介護職員の残業時間は、平均で1週間あたり1.4時間程度です。また調査では、半数以上の方が「残業なし」と答えています。

1週間の残業時間 「残業なし」の回答

※介護労働者の就業時間実態と就業意識調査

58.7% 2019

Q 離職率って高そう！ホント？

A ここ数年でかなり下がっています。他の産業と比べても介護分野の方が離職率が低いです！

イメージと違った



県内の離職率

※介護事業所における介護労働実態調査

15.1% 2014

12.7% 2019

Q 一番知りたい。給料はどれくらい？

A 近年は介護職員への処遇改善が進み、着実に給与額が増えています。また、介護福祉士などの資格がある場合は給与が高くなる傾向にあります。

県内の所定内賃金

(残業代・夜勤手当・ボーナス含まず)

※介護事業所における介護労働実態調査

18万7千円 2014

20万3千円 2019

実はよい職場が豊富！ 福祉のしごと5か条

- 1、人のためになる仕事である
- 2、無資格・未経験でもできる
- 3、実は安定している
- 4、残業が少ない
- 5、福祉施設は、わりと自宅近くにある

働きながら
資格が取れる

就職情報サイト

トップ

新卒の方

中途の方

セミナー

問い合わせ

▼就職観推移

就職観 12～2月と3月（上位抜粋）	21年卒 12月～2月	21年卒3月
回答数		
楽しく働きたい	36.9%	31.1%
自分の夢のために働きたい	10.3%	12.1%
個人の生活と仕事を両立させたい	24.7%	22.5%
ひとのためになる仕事をしたい	12.7%	17.4%



詳細はコチラ！

福祉の仕事の
無料
職業紹介所
です！

(福)長崎県社会福祉協議会

福祉人材研修センター

〒852-8555 長崎市茂里町3-24

Tel (095) 846-8656 Fax (095) 846-8798

E-mail: ngsk.jinzai@nagasaki-pref-shakyo.jp

(福)佐世保市社会福祉協議会

佐世保福祉人材バンク

〒857-0028 長崎県佐世保市八幡町6-1

Tel (0956) 23-3174 Fax (0956) 23-3175

アップ!

長崎県総合福祉センター



佐世保福祉会館



実はよい職場が豊富！ 福祉のしごと5か条

ワンポイント解説

長崎県では、なんと10人に1人が福祉の仕事をしています。なんでそんなに多いのか？見てみましょう。

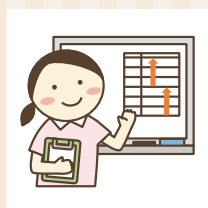
1、人のためになる仕事である

何と言っても「ありがとう」と感謝される仕事です。福祉の仕事は食べることを手伝ったり、外出の時に付き添ったりする「こと」を通して、その利用者さんの「できないことをできるように」支援する仕事だからです。最期まで、「自分らしく生活していただく」ためのお手伝いをして、さらに感謝される素晴らしいお仕事です。



3、実は安定している

コロナ禍で飲食・宿泊関係やイベント関係のお仕事の方は本当に厳しい状況です。しかしそんな状況でも福祉サービスが止まることはありません。なぜなら、日常生活を支える必要不可欠なエッセンシャルワーカーだからです。さらに、高齢者は年々増えているのでサービスを受ける人＝お客さんがものすごく減ることはありません。



5、福祉施設は、わりと自宅近くにある

自宅の近くや、よく通うスーパーへ行く途中で「〇〇デイサービスセンター」とか「放課後等デイサービス△△△」の看板やクルマを見たことはありませんか？よく探してみてください。15分ほど歩く間にいくつの福祉施設を見つけられるか？福祉施設は意外と近くにあります。アットホームな職場が多いのもこの業界の特徴です。



2、無資格や未経験でもできる

「福祉の仕事は資格がないとできないんでしょう？」→半分◎です。国家資格である介護福祉士は全国に162万人いますが、そのうち130万人以上が、無資格から研修を受けて、施設で経験を積んで資格を取った方です。

つまり、みんな初めは無資格で未経験でした。また合格率が70%と国家資格では高い方なので努力すればなれます。



4、残業が少ない

「ブラック企業」の代名詞とも言えるのが心身を壊すほどの多すぎる残業。働き方改革の元、この数年でかなり減ってきました。福祉では出勤日を前の月に決めておくシフト勤務が一般的なので、日常的に残業することはあまりありません。24時間365日をバトンタッチでつなぐお仕事。だから仕事を一人で抱え込むこともないんです。



【傾向と対策（まとめ）】

「どんな仕事をしようかな？」じゃなくて、「どんなふうに生きたいか？」で仕事を探すと思います。「人に感謝されたい」「少しずつスキルアップしたい」「長く働きたい」「家族と楽しく暮らしたい」「住み慣れた家から通いたい」こんな視点で福祉の仕事を探してみてください。



お申込みの流れ

- 1 事業所様からのお問合せ・支援申込み
- 2 支援申込みの受付(長崎県社会保険労務士会)
- 3 担当アドバイザーを決定し、事業所様へ連絡いたします
(訪問日時の調整や必要事項を伺います)

訪問による支援は3回まで可能です。



訪問 1回目
■ 相談内容の確認
■ 現状の把握・要件の整理
■ 必要書類等のアドバイス



訪問 2回目
■ 計画書類等の制作補助・指導
■ 確認事項の査収・確認
■ 取得区分の決定



訪問 3回目
■ 確認事項整理
■ 書類等の実務指導・最終確認

◎訪問による支援は長崎県の委託事業として実施しますので事業所様の費用負担はありません。なお、予算上限に達し次第、終了となります。
◎アドバイザーは雇用管理・労務管理の専門家である社会保険労務士です。
◎障害福祉サービス事業所については、中核市(長崎市・佐世保市)の所在事業所を除く事業所が対象となります。

申込書 この用紙を使用し、FAX またはメールにてお申込みください。

事業所	ふりがな ----- (法人名)		
	ふりがな ----- (事業所名)		
住 所	〒		
連絡先 (電話番号)		区 分	☐ 介護保険 ☐ 障害福祉
担当者名	ふりがな -----	従業員数	介護職員等 人 その他 人
相談内容 ご要望等			
これまでに当事業による支援を申込んだことはありますか? ☐ ある ☐ はじめて			

申込書送り先 **FAX 095-821-2515** **メール sr-kaigo@sr-nagasaki.or.jp**

お申込み・お問い合わせ

長崎県社会保険労務士会
〒850-0027 長崎市桶屋町50-1 杉本ビル3階B
TEL.095-821-4454

県担当課

介護保険サービス関係
長寿社会課
障害福祉サービス関係
障害福祉課

TEL.095-895-2431
TEL.095-895-2455

長崎県委託事業

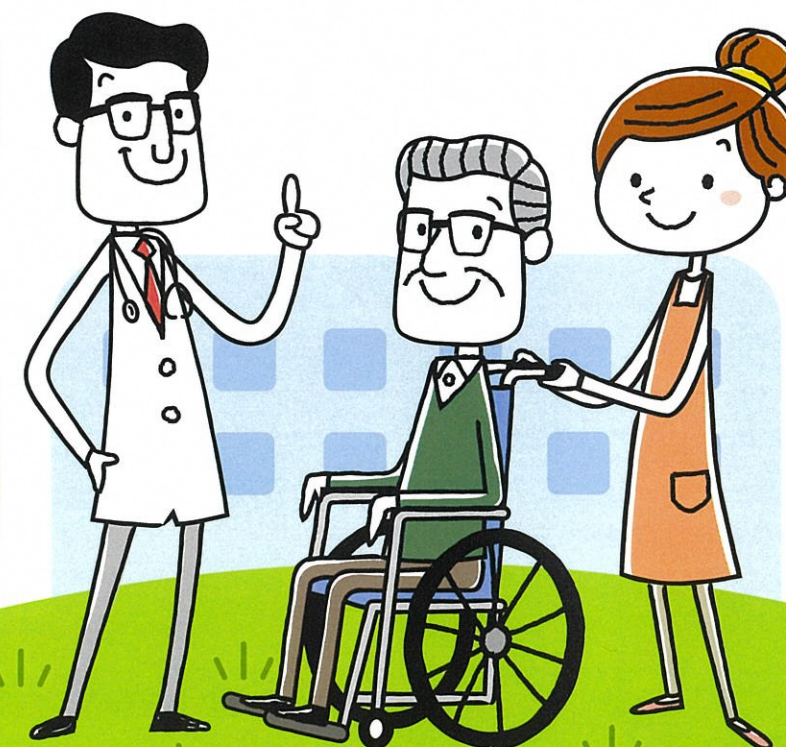
介護職員処遇改善加算等 取得促進支援事業

処遇改善加算を取得していない、
上位区分を取得したい、特定加算を取得したいとお考えの
介護保険サービス事業主様及び障害福祉等サービス事業主様へ

処遇改善加算でお困りではありませんか?

職場環境を改善して処遇改善加算を取得することにより、
従業員の給与アップにつなげ、人材の採用と定着を図りましょう。

相談
無料



このような時は
是非お申し込み
ください。

処遇改善加算が取得できる就業規則や賃金規程の作成・改正のアドバイスがほしい

特定処遇改善加算を取得したい

介護職員のキャリアパス作成を支援して欲しい

人材確保のために従業員の給与をアップしたい

処遇改善計画書の作成が難しく困っている

キャリアパス要件は何をしたら満たせるのか

長崎県社会保険労務士会に所属する専門家(社会保険労務士)が訪問等により、無料で処遇改善加算取得のためのお手伝いをいたします。
これまでも多数の事業所様が本事業を活用して処遇改善加算を取得しておられます。

長崎県社会保険労務士会

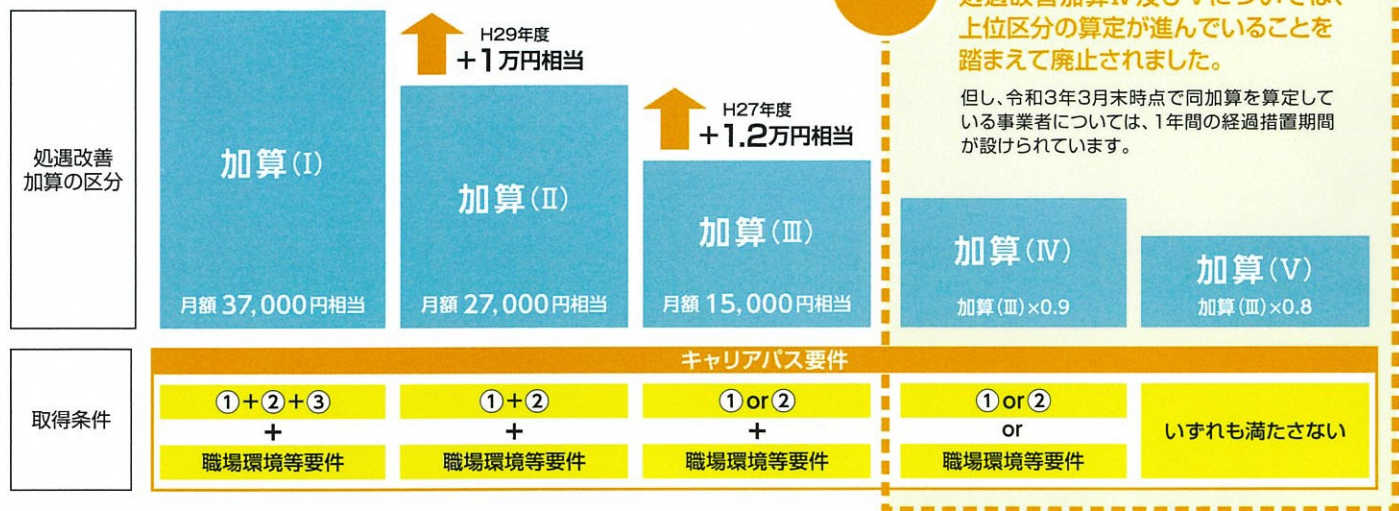
1. 処遇改善加算

介護職員処遇改善加算(介護保険サービス事業所)と 福祉・介護職員処遇改善加算(障害福祉サービス事業所)について

介護職員の賃金向上を目的に、介護報酬を加算して支給する制度です。
加算を取得した事業所は、加算額に相当する賃金改善を実施しなければなりません。



処遇改善加算の対象サービス



※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む

- キャリアパス要件**
 - ① 職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
 - ② 資質向上のための計画を策定して研修の実施または研修の機会を確保すること
 - ③ 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組みまたは一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること
- 職場環境等要件** 賃金改善を除く、職場環境等の改善

◎特別加算(福祉・介護職員処遇改善特別加算)は廃止されました。
(但し、令和3年3月末時点で同加算を算定している事業者については、1年間の経過措置期間が設けられています。)

2. 職場環境等要件

職場環境等要件については、職員の離職防止・定着防止を図る観点から、以下の取組みがより促進されるように見直しが行われました。

- ✓ 入職促進に向けた取組み
- ✓ 資質の向上やキャリアアップに向けた支援
- ✓ 両立支援・多様な働き方の推進
- ✓ 腰痛を含む心身の健康管理
- ✓ 生産性向上のための業務改善の取組み
- ✓ やりがい・働きがいの醸成

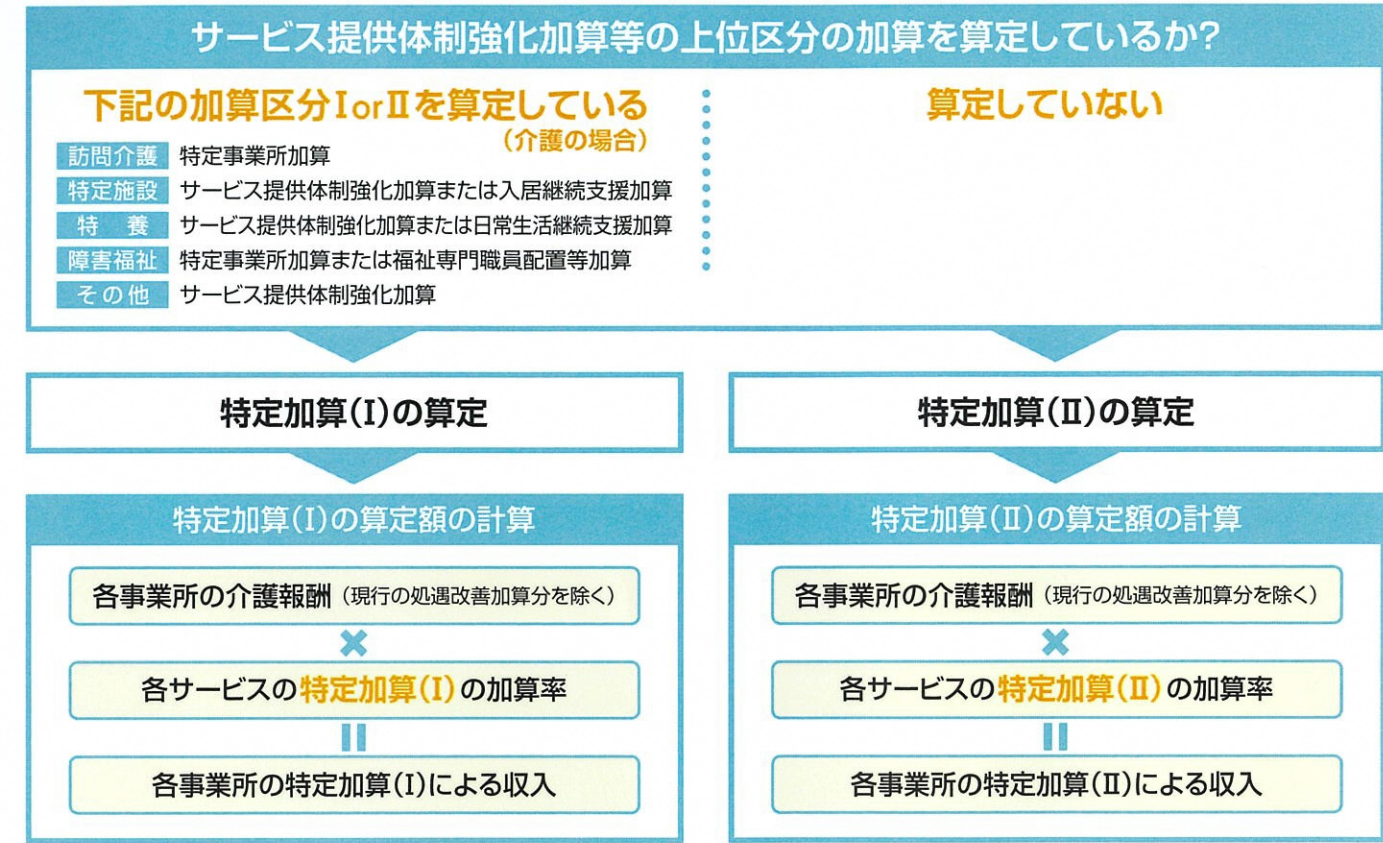
なお、職場環境等要件に基づく取組みの実施について、過去ではなく当該年度における取組みの実施を求められました。



3. 特定処遇改善加算

介護職員等特定処遇改善加算(介護保険サービス事業所)と 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(障害福祉サービス事業所)について

特定処遇改善加算とは、介護人材活用のための取組みをより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員等の更なる処遇改善を進めることを目的とした制度で、令和元年10月に創設され、加算Ⅰと加算Ⅱに分類されます。
特定加算Ⅰは、サービス提供体制強化加算※等の上位区分に位置する加算を算定していることが条件となっています。



※サービス提供体制強化(福祉専門職配置等)加算とは、介護職員の専門性やキャリアに着目してサービスの質が一定以上に保たれた介護・福祉事業所を評価する加算のことです。

- 特定処遇改善加算の算定要件は、大きく分けて以下のとおり3つあります。
 - 要件1** 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを算定していること。
 - 要件2** 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組みを行っていること。
 - 要件3** 介護職員処遇改善加算に基づく取組みについて、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること。
(令和3年度及び4年度は算定要件から除外)

配分ルールについて

下記のように職員を「A:B:C」に分けた際、令和2年度までは平均賃上げ額を「2以上:1:0.5以下」としていましたが、令和3年度の介護報酬改定において、配分ルールが見直しされ、「BはAより小さければ良いものとし、「B:C」については変わらず「1:0.5以下」となりました。

	A 技能・経験のある介護職員	B その他の介護職員	C その他の職員
令和2年度まで	2以上	1	0.5以下
令和3年度から	1を超えること (Bよりも大きい)	1 (Aより小さければ良い)	0.5以下

なお、事業所のA(技能・経験のある介護職員)の内1名以上は月額平均8万円又は改善後の賃金が年額440万円となることが求められていますが、「小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。」等特例が認められるケースもあります。



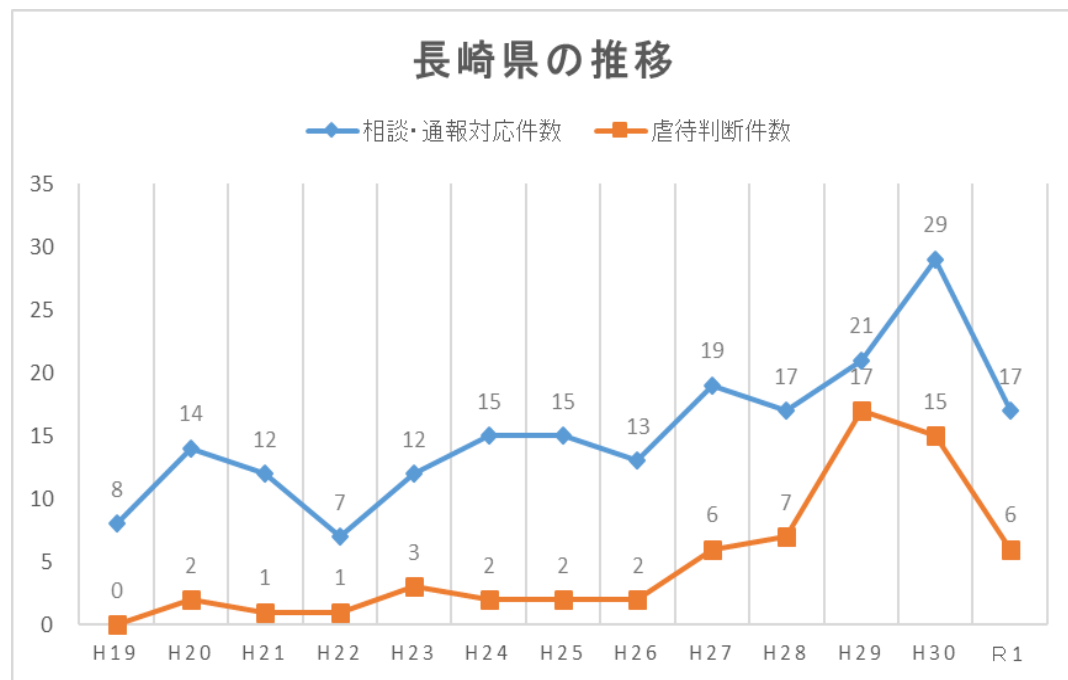
長崎県高齢者権利擁護等推進事業



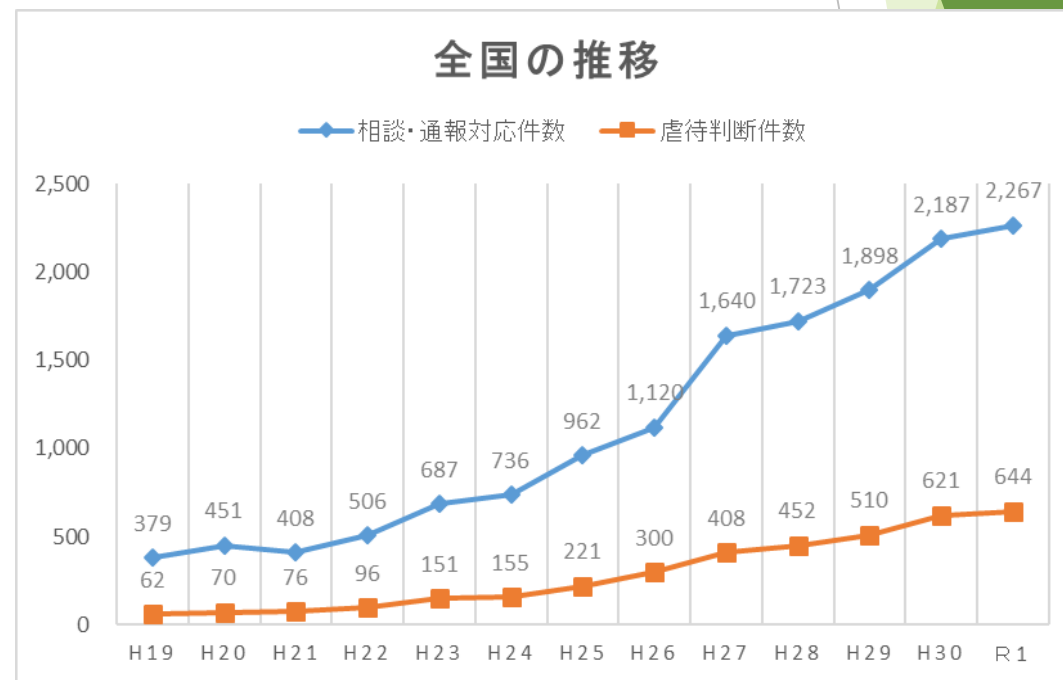
『長崎県高齢者権利擁護推進員養成研修について』

令和元年度 高齢者虐待防止法に 基づく対応状況等に関する調査結果

養介護施設従事者等による高齢者虐待 長崎県の推移



養介護施設従事者等による高齢者虐待 全国の推移



指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）の施行【令和3年4月1日】

【抜粋】

全介護サービス事業所を対象に、虐待の防止のために虐待の未然防止、虐待等の早期発見、虐待への迅速かつ適切な対応等、次に掲げる事項を実施するよう義務づけられた。当該義務付けの適用に当たっては、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。

1. 虐待の防止のための対策を検討する委員会（虐待防止検討委員会）

- イ) 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
- ロ) 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ハ) 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- 二) 虐待等について、従業者が相談、報告できる体制整備に関すること
- ホ) 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ヘ) 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ト) 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）の施行【令和3年4月1日】

2. 虐待の防止のための指針

- イ) 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- ロ) 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ハ) 虐待の防止のための職員研修に関する基本指針
- 二) 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ホ) 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ヘ) 成年後見制度の利用支援に関する事項
- ト) 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- チ) 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- リ) その他虐待防止の推進のために必要な事項

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）の施行【令和3年4月1日】

3. 虐待の防止のための従業者に対する研修

虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものである。指針に基づく研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施する。（研修の実施は内容についても記録する必要がある）

4. 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者

1～3までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。

当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。

長崎県高齢者権利擁護推進員養成研修事業実施要綱 の一部改正について

研修対象施設・事業所

(1) 居宅サービス事業所

居宅介護支援事業所、訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所（訪問リハビリテーションを含む。）、居宅療養管理指導を行う事業所、通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売事業所

(2) 地域密着型サービス事業所

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護事業所（看護小規模多機能型居宅介護を含む。）、認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所

(3) 施設サービス及び老人福祉施設

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

高齢者権利擁護推進員養成研修

国の権利擁護推進員養成研修の 標準カリキュラムに準拠

長崎県独自の研修

I 基礎課程 (R3年度～) (1日間×年2回)

【目的】

居宅サービス事業所、介護保険施設等の従事者として必要な高齢者虐待防止法の基本的理解、身体拘束に関する基礎的知識等を習得する。

【対象者】

居宅サービス事業所等の従業者

介護施設等の従事者

(実務経験が3年未満の新任職員を優先)

【時間】

講義・演習 5時間 (1日間)

【開催地区】

8圏域を年2回、4年ごとに巡回

R3 壱岐・長崎

R4 佐世保・上五島

R5 県南・対馬

II 実践課程 (R4年度～) (前半2日間、後半1日間×年1回)

【目的】

R4年度から、居宅サービス事業所、介護施設等の指導的立場にある者として、専門知識と実践技術を習得し、自施設で実践する。

【対象者】

基礎課程修了者及び26年度以降の県主催の同研修受講者で、介護施設等で指導的立場にある者

【時間】

講義・演習 12時間 (6時間×2日間)

※R4年度からは、1日目は、合同研修(施設・在宅)2日目の、計画作成等は分科会研修(施設・在宅)

施設内実習 (60日間)、在宅実習(60日間)

報告会(施設・在宅)(4時間×各1日間)

【開催地区】

長崎・佐世保・県央 (年1回、3年ごとに巡回)

R3 長崎 R4 佐世保 R5 県央

III 管理者課程 (R3年度～) (1日間×年1回)

【目的】

居宅サービス事業所、介護施設等の経営者、管理者として、権利擁護に関する法的知識等を理解し、介護の質の向上に取り組む責任者の意識向上を図る。

【対象者】

居宅サービス事業所等の経営者、管理者

介護施設等の経営者、管理者等

【時間】

講義・演習 3時間

【開催地区】

長崎・佐世保・県央 (年1回、3年ごとに巡回)

R3 県央 R4 長崎 R5 佐世保

長崎県高齢者権利擁護推進員養成研修

(1) 基礎課程

ア 目的

権利擁護の理念を再確認し、権利擁護の視点に立った介護の基本的な考え方、高齢者との関わり方を修得することを目的とします。

イ 日数・実施回数

(講義・演習) 1日間、年2回

ウ 対象者

次のいずれかに該当する方

- ① 介護施設等において介護に従事する方で、介護の実務経験が概ね3年未満の方
- ② 平成26年度以降、県が実施した「権利擁護推進員（または身体拘束廃止推進員）養成研修」を受講していない方

【基礎課程】 事前課題「介護現場あるある」 ～私の考える不適切ケア～

食事場面

- ・ **自分で食事ができるのに時間短縮のために食事介助を行う（１６）**
- ・ 食べたくない（飲みたくない）と言っているのに「あともう一口、頑張って」と無理やり食べさせる（７）
- ・ 介護者ペース（早いペース）での食事提供（６）
- ・ 薬を吐き出してしまう利用者のため、食事に混ぜて提供する（５）

排泄場面

- ・ **大きな声での利用者や職員に対する排泄確認（「トイレ行った？」、「便出た？」、「おしっこ出てました！」）（２４）**
- ・ 見守りと称して、ドア（カーテン）を開けたままの排泄介助（１４）
- ・ 「トイレに行きたい」と訴えのある利用者に対して、
「さっき行ったけんね」、「もう少ししてからね」とトイレを待ってもらう。（１２）
「大丈夫ですよ。おむつにしても」と言いトイレに連れて行かない（６）

入浴場面

- ・ **利用者を不潔な状態のまま放置する（衣類、目やに、髪、爪、車椅子、ベッド周り）（１２）**
- ・ 風呂に入りたくない利用者を強引に入浴させる（６）
- ・ 利用者の希望を聞かずに職員で着替える服を決めてしまう（２）

移動、移乗などの介助場面

- ・ **無言で声掛けなし（説明も同意もない）に（移動、移乗、車いす、離床の）介助を行う（２１）**
- ・ 車いすに移乗し、長時間放置する（除圧をしない又は車いすに座らせていることを忘れる）（５）
- ・ 車いすの移動スピードが速い（３）

【基礎課程】 事前課題「介護現場あるある」 ～私の考える不適切ケア～

コミュニケーション場面（声かけ等）

- ・威圧的な言葉や態度「何？」、「わかったって!」、「はっ?」、「さっきも言ったよ（聞いたよ）」等（33）
- ・あだな「〇〇ちゃん」や苗字以外の名前と呼ぶ（※おじいちゃん等呼んでいた内訳11名）（29）
- ・「ちょっと待ってください」（27）
- ・馴れ馴れしい態度、友達のような態度や言葉遣い（タメ口）で話をする（16）
- ・ナースコールが鳴ってもすぐに行かない。しばらくしてから向かう（13）
- ・挨拶（ノック）もしないで無言で居室の出入りをする（12）

その他

- ・【業務優先】利用者に声をかけられても介護者ペース（業務優先）での介助（12）
- ・【個人情報の漏洩行為】利用者の個人情報を人目に触れるところに置く（大きい声で話す等）（6）
- ・【職員同士の私的な雑談】利用者に関係のない私語に夢中で利用者を見ていない（6）
- ・【過剰介護】時間短縮のため利用者が出来ることも全て職員がしてしまう（4）
- ・【過少介護】人材不足（忙しい）を理由に離床を行わない（3）

※ 上記、事前課題「介護現場あるある」～私の考える不適切ケア～のまとめは、令和元年度長崎県高齢者権利擁護推進員養成研修（基礎課程）県南（島原市）・対馬市における事前課題で回答が多かったものの一部になります。

長崎県高齢者権利擁護推進員養成研修

(2) 実践課程

ア 目的

専門知識と実践技術を修得し、施設の権利擁護に関する研修等を計画し、指導者として活動できる人材を育成することを目的とします。

イ 日数・実施回数

(講義・演習) 2日間、(自施設実習) 60日間、(報告会) 1日間、年1回

ウ 対象者

次のいずれかに該当する方で、所属の介護施設等において、指導的立場から権利擁護を推進することができる方

① (1)の基礎課程修了者

② 平成26年度以降、県が実施した「権利擁護推進員（または身体拘束廃止推進員）養成研修」修了者

エ 実践課程修了者

厚生労働省の定める「権利擁護推進員養成研修（平成29年3月31日付老発0331第19号）」と同等の研修を修了したものとします。

【実践課程】 事前課題「自施設振り返り チェックシート」

I あなたがいる施設のケア（食事・排泄・入浴・移動・対話）について振り返ってみましょう。

1. 食事の場面について										
内 容									チェック欄	
1「早く食べて」「ちゃんと食べて」など言って食事を勧めている。									☐	
2自分で食事ができるのに、利用者のペースが待てず、職員が途中で介助している。									☐	
3利用者の食事介助を立ったまま行っている。									☐	
4食べている人がいるのに、テーブルを拭くなど後片付けをはじめる。									☐	
5利用者の食事介助中に、職員同士で排泄介護の話をする。									☐	
2. 排泄の場面について										
内 容									チェック欄	
9転倒の危険性がある利用者に対して、トイレのドアを開けたまま排泄介助をしている。									☐	
10トイレ対応ができる利用者にもオムツ対応をしている。									☐	
11「オムツを替えましょう」「便が出ている」など、他の利用者にも聞こえる声で言う。									☐	
12時間を空けずトイレに行きたいという利用者に「さっきも行きましたよ」と言う。									☐	
13排泄介助の際、「汚い」「臭い」など、本人に聞こえるように言う。									☐	

【実践課程】 事前課題「自施設振り返り チェックシート」

3. 入浴の場面について								
内 容								チェック 欄
17利用者が「入浴したくない」と言っても、入浴日だからと説得をしている。								☐
18衣類の選択、更衣、洗身など、利用者ができることでも職員が介助している。								☐
19爪きり、目やに除去、整髪など、利用者の身だしなみ介助が行えていない。								☐
20人前で着替えさせたり、入浴時にタオルを掛けるなどの配慮に欠けることがある。								☐
21脱衣、洗身、着衣を職員が流れ作業のように業務分担で行っている。								☐
4. 移動の場面について								
内 容								チェック 欄
25転倒リスクのある利用者が立ち上がろうとすると、「待って」「座って」と言ってしまう。								☐
26声かけ（説明・同意）や目も合わさず、車椅子で目的の場所に移動し、次の業務に入る。								☐
27歩き回ることの多い利用者に対し、自分では立ち上がれないよう、低床ソファーに座らせたり、テーブルに車椅子をつけて座らせたりしている。								☐
28利用者のペースに合わせず、車椅子を速く押したり、歩行できる人の車椅子移動、立位に時間がかかる人を抱えて移乗するなど行っている。								☐
29利用者の意思を確認せず、長時間、車椅子に座らせている。								☐

【実践課程】 事前課題「自施設振り返り チェックシート」

5. 対話の場面について							
内 容							チェック 欄
33居室に入室する際、ノックや声かけをしていない。							☐
34親しみを込めて、利用者を愛称（ちゃん付け等）で呼んでいる。							☐
35利用者に馴れ馴れしい話し方、対応をしている。							☐
36利用者に向かって、遠くから大声で指示をしている。							☐
37ナースコールが鳴っても直ぐに行かない。または無視をしている。							☐

※ 上記、実践課程の事前課題「自施設振り返り チェックシート」の『I. あなたがいる施設のケア（食事・排泄・入浴・移動・対話）について振り返り』の全25項目の内容は、平成25年度から平成30年度までに長崎県が実施した「権利擁護推進員養成研修（基礎課程）又は、身体拘束廃止推進養成研修」において提出があった事前課題「介護現場あるある」～私の考える不適切ケア～から回答いただいた内容を項目別に上位5つをまとめたものです。

【実践課程】 事前課題「自施設振り返り チェックシート」

Ⅱ ケアの背景にある組織体制について振り返ってみましょう。

内 容	チェック 欄
1 介護理念や組織全体の方針がない。または理念を共有するための具体策がない。	☐
2 責任や役割が不明確、必要な組織がない。または形骸化している	☐
3 情報公開に消極的、家族と連携する姿勢がない。	☐
4 リーダーの役割が不明確である。介護単位があいまい、または広すぎる。	☐
5 情報共有の仕組みや意思決定の仕組みがない。	☐
6 異なる職種間の連携がない。または年齢や採用条件による壁がある。	☐
7 認知症の知識がなく、行動・心理症状（BPSD）への対応がその場しのぎである。	☐
8 アセスメントやケアプランが実際のケアと連動していない。	☐
9 ケアに関して学習する機会がなく、アセスメントとその活用方法の知識がない。	☐
10 安易な身体拘束や一斉介護・流れ作業など“非”利用者本位である。	☐
11 職業倫理の薄れ、介護理念が共有されていない。	☐
12 高齢者虐待防止法、その他必要な法令を知らない。	☐
13 人手不足や業務の多忙さ、夜勤時の負担が大きい。	☐
14 負担の多さからくるストレスや職場内の人間関係に問題がある。	☐
15 見て見ぬふり、安易な身体拘束の容認、連絡の不徹底がある。	☐

※上記は、山梨県高齢者権利擁護等推進部会「高齢者の思いに寄り添うケアを推進するための手引き（平成27年6月）」を参考にしました

長崎県高齢者権利擁護推進員養成研修

(3) 管理者課程

ア 目的

介護施設等の経営者、管理者として、権利擁護とリスクマネジメントのあり方を理解し、組織全体で権利擁護に取り組み、介護サービスの質を向上させることを目的とします。

イ 日数・実施回数

(講義等) 1日間、年1回

ウ 対象者

介護施設等の経営者、管理者（施設長等）及び事務局長、またはこれらの者を代理・補助する方

(注) 県が実施した「権利擁護推進員（または身体拘束廃止推進員）養成研修」の受講の有無は問いません。

【管理者課程】 事前アンケート

1. 職員が働きやすい環境にするため、現在取り組んでいることを教えてください。

	集計	割合
給与体系やキャリアパス制度等を整備し、昇給・昇格の公平性、透明性を確保している。（給与規則やキャリアアップの仕組みを記載した文書等を職員に開示している等）	39	69.6%
年次有給休暇を半日単位、時間単位で取得できる制度があり、過去1年間において職員が取得した実績がある。	42	75.0%
メンタルヘルスやパワーハラスメント等を相談できる体制を整えている。（全職員を対象に、年1回以上、面談を行っている等）	42	75.0%
職員と担当業務等のマッチングのため、年1回以上、職員の希望等を確認している。（担当業務、勤務体制に関する変更希望の有無の確認等）	26	46.4%
職員の経験年数（キャリア）に合わせた研修を計画し、実施している。（新任研修・中堅研修・管理職研修等）	33	58.9%
中間管理職（現場監督者）の管理業務マニュアルを作成し、実際に運用している。	5	8.9%
現場の状況を把握し、職員に負担のかかる業務を個別にアセスメントして、負担軽減を図っている。（介護機器の適切な使用方法等を職員に指導したうえで使用している等）	25	44.6%
利用者の権利擁護の方針を明確に宣言し、全従業員に周知徹底している。	28	50.0%
不適切なケアについて、具体的な指標を示している。	36	64.3%

【管理者課程】 事前アンケート

2. 虐待防止や身体拘束廃止の取り組みの上で最も困っていること。

①知識や技術を向上させる機会の確保	5	8.9%
②職員の知識・経験・介護技術等の違い	27	48.2%
③認知症の方に対するケア	9	16.1%
④身体拘束廃止に対する家族の理解	3	5.4%
⑤虐待や身体拘束にあたるかどうかの判断基準	8	14.3%
⑥特になし	3	5.4%
⑦その他(人材不足)	1	1.8%
合計	56	100.0%

※上記は、令和元年度長崎県高齢者権利擁護推進員養成研修（管理者課程）事前アンケートを取りまとめたものです。
（令和2年2月3日現在）

高齢者虐待防止・権利擁護に関する研修等参考

- 【1】 「高齢者虐待防止教育関連」 認知症介護情報ネットワーク（DCネット）
<http://www.dcnet.gr.jp/support/study/>
- 【2】 ひもときネット（ひもときシート一式）
<http://www.dcnet.gr.jp/retrieve/>
- 【3】 「ストレスケアブック」 山形県福祉人材センター
https://www.ymgt-shakyo.or.jp/jinzai/book/stresscare/_SWF_Window.html
- 【4】 「高齢者の思いに寄り添うケアを推進するための手引き」
山梨県高齢者権利擁護等推進部会（平成27年6月）
- 【5】 「アンガーマネジメント」「リスクマネジメント」等の研修会の開催事業
（公財）介護労働安定センター長崎支部
- 【6】 「要介護施設従事者等による高齢者虐待防止研究会」等の研修会の開催事業
一般社団法人 長崎県社会福祉士会

高齢者権利擁護等相談窓口について

- 県では、高齢者虐待防止対策として、高齢者権利擁護等相談窓口を設置しています。
- 高齢者虐待対応に関する相談や高齢者虐待防止法についての疑問や相談に対する相談窓口として、『高齢者権利擁護相談窓口』へお気軽にご相談ください。

専用電話 095-895-2438

【受付時間】9:00～17:45（但し、土、日、祝日及び年末年始を除く。）

【相談員】相談員（1名）

【実施内容】電話相談・面談

＜問合せ先＞ 高齢者権利擁護等相談窓口

（長崎市尾上町3-1 長崎県福祉保健部長寿社会課内）

令和3年度「介護予防・自立支援に資する表彰事業所」 募集のお知らせ

県では、優れた介護サービスを提供し、利用者の要介護度改善や自立支援に成果をあげた介護事業所を評価・表彰することにより、県内事業所に介護予防や自立支援に対する意識啓発や取組促進につなげることを目的として、「介護予防・自立支援に資する事業所表彰事業」を実施します。

○事業内容

創意工夫により利用者の要介護度改善や自立支援の取組を行い、要介護度の改善に成果をあげた事業所を総合的に評価し、上位の評価を得た事業所に交付金を交付します。併せて、評価の高い上位2事業所については知事表彰を行います。



交付額：上限50万円（1事業所当り）

○対象事業所（県内事業所に限る。介護予防は除く）

- ・通所介護事業所
- ・通所リハビリテーション事業所
- ・認知症対応型通所介護事業所
- ・小規模多機能型居宅介護事業所



○応募手続 ※詳細は「募集要項」（県ホームページ掲載）をご確認ください

- ・申請書：長崎県のホームページより様式をダウンロードしてください

（長崎県＞組織でさがす＞長寿社会課＞介護予防・生活支援＞介護予防・自立支援推進事業）

※過去の表彰事業所の情報もホームページで確認できます

- ・提出期限：令和3年12月15日（水）17時（必着）
- ・提出方法：郵送又は持参（正本1部・副本1部）
- ・提出先：長崎県長寿社会課 地域包括ケア推進班

【お問い合わせ・申請書提出先】

長崎県長寿社会課 地域包括ケア推進班 前田

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

TEL：095-895-2434 FAX:095-895-2576